

認知症対応型通所介護事業所
認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様
小規模多機能型居宅介護事業所

長崎県長寿社会課長
(公印省略)

平成23年度第2回認知症対応型サービス事業管理者研修受講者募集について

時下、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本県の高齢者保健福祉行政の推進に、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年度第2回認知症対応型サービス事業管理者研修を別紙のとおり実施しますので、受講を希望される場合は、「平成23年度認知症対応型サービス事業管理者研修受講申込書」に必要事項を記入のうえ、平成23年12月7日(水)〔必着〕までに、事業所を所管する市町(保険者)あて申し込みください。
(FAX可)

なお、申し込みにあたっては、別紙の研修開催要項等を熟読され誤りのないよう、また確実に受講が可能かどうか日程等を十分に確認したうえで申し込みいただきますようお願いいたします。

	受付開始	受付締切 [必着]
申込期間	平成23年11月28日(月)	平成23年12月7日(水)

この文書の内容は、当課ホームページ(<http://www.pref.nagasaki.jp/choju/index.html>)にも掲載いたします。

(問合せ先)
長寿社会課 在宅福祉班
担当 岩永
TEL 095-895-2434 (ダイヤル)

平成23年度第2回認知症対応型サービス事業管理者研修開催要項

1. 目的 認知症対応型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得を図り、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする
2. 実施主体 長崎県
3. 実施団体 一般社団法人 長崎県認知症グループホーム連絡協議会
4. 受講対象 次のすべてに該当する者
認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、又は認知症対応型共同生活介護事業所の管理者、又は管理者になることが予定される者
特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設等の職員又は訪問介護員等として3年以上認知症高齢者介護に従事した経験を有する者
(認知症対応型通所介護事業所の管理者については「3年以上」を除く)
認知症介護実践研修(実践者研修)、又は旧基礎課程を修了した者
修了証書(写)を添付
(注)上記 を満たし、かつ平成23年度認知症介護実践者研修受講中もしくは受講決定者で、**研修の受講が急がれる場合は、「成23年度第2回認知症対応型サービス事業管理者研修開始前までに実践者研修を修了することを条件」に申込可能です。**
5. 研修期間 平成24年3月19日(月)～平成24年3月20日(火)
6. 研修会場 佐世保市労働福祉センター(大会議室A・B) 佐世保市稲荷町2-28
7. 研修内容 別添プログラム参照
8. 募集人員 80名
9. 資料代等 4,000円(研修当日受付にて徴収)
10. 申込手続 「平成23年度認知症対応型サービス事業管理者研修受講申込書」に必要事項を記載のうえ、事業所を所管する市町(保険者)へ提出
認知症介護実践研修(実践者研修)又は旧基礎課程の修了証書(写)を添付。

事業所を開設する場合等、特に研修受講が急がれる場合は受講申込書提出時に市町(保険者)に申し出を行い、推薦を希望すること。
11. 申込期限 平成23年11月28日(月)～平成23年12月7日(水)
(事業所を所管する市町(保険者)あて必着)
12. 受講決定 申込者多数の場合は、市町(保険者)から推薦のあった者を優先し、受講対象者を決定
13. 修了証書 研修を全て修了した者には長崎県知事から修了証書を交付
14. その他 受講申込みは、事業所を通じて行うこと
留意事項 各事業所(ユニット)毎に1名以内とする

平成23年度認知症対応型サービス事業管理者研修受講申込書

下記注意事項を承諾のうえ、受講申込いたします。

長崎県長寿社会課長 様 (市町(保険者)経由)

平成 年 月 日

[注意事項]

- 研修修了要件は、全単元の受講となるため、遅刻、早退、欠席があった場合は修了を認めません。
- 研修申込は、事業所を通じて実施下さい。
- 申込期間以外の申込は、無効とします。
- FAX送信の場合は、各市町担当者あて確認連絡願います。

受講希望研修	第 2 回 認知症対応型サービス事業管理者研修		
事業所の設置機関住所	〒		
設置機関名(1)			
設置機関代表者名			
事業所名			
事業所住所	〒		
事業所管理者名			
事業所電話番号			
受講希望者氏名等	カガナ (男 ・ 女) 生年月日 年 月 日 (歳)		
受講希望者の現在の職種	サービスの種類 認知症対応型通所介護事業所 ・ 認知症対応型共同生活介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 職 種 介護職員 ・ 計画作成担当者 ・ その他 ()		
認知症高齢者介護に従事した職場・職種・経験年数 【重要】 空白が無いように必ず記入下さい	施設名	職 種	勤務期間
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
			年 月 ~ 年 月
	合 計		年
認知症介護実践研修等の受講実績	・ 認知症(痴呆)介護実務者研修 課程(平成 年 月 日修了) ・ 認知症介護実践研修 実践者研修 (平成 年 月 日修了) 修了証書(写)を添付。 ・ 現在受講中もしくは受講決定済(平成23年度第 回認知症介護実践者研修)		
その他特記事項(事業所開設予定等)			

(1) 「設置機関」とは、社会福祉法人 会、株式会社 等を指します。

平成23年度 第2回認知症対応型サービス事業管理者研修 プログラム

1日目 : 3月19日(月)			
時間帯	科目・区分	科目のねらい・内容	時間
9:50~10:20	受付		30分
10:20~10:30	オリエンテーション	・認知症対応型サービス事業管理者研修の目的を説明し、受講上の諸注意事項を伝達します。	10分
10:30~12:00	地域密着型サービス基準について	・適切な事業所運営を行うため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 ・適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各指定基準を理解する。	90分
12:00~13:00	休憩		60分
13:00~14:30	介護従事者に対する労務管理について	・労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理について理解する。	90分
14:45~16:45	地域密着型サービスの取組みについて	・事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。	120分

2日目 : 3月20日(火)			
時間帯	科目・区分	科目のねらい・内容	時間
9:30~10:00	受付		30分
10:00~12:00	適切なサービスのあり方について (サービスの質の向上)	・アセスメントとケアプランの基本的な考え方 ・ケース会議、職員ミーティング ・自己評価、外部評価の実施 ・サービスの質の向上と人材育成	120分
12:00~13:00	休憩		60分
13:00~15:00	適切なサービスのあり方について (地域等との連携)	・利用者の家族、地域、医療との連携 ・運営推進会議の開催	120分
15:10~16:40	適切なサービスのあり方について (その他)	・権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント ・記録の重要性など	90分
16:40~16:55	レビュー及びアンケート記入		15分

平成23年度 地域密着型サービス関係研修実施予定表

認知症対応型サービス事業管理者研修

開催	日程	場所
第1回	講義・演習 平成23年10月11日(火)～10月12日(水) (終了)	
第2回	講義・演習 平成24年 3月19日(月)～ 3月20日(火) (今回募集)	佐世保市労働福祉センター 佐世保市稲荷町2-28 TEL 0956-32-8929

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

開催	日程	場所
第1回	講義・演習 平成23年10月14日(金)～10月15日(土) (終了)	
第2回	講義・演習 平成24年 3月16日(金)～ 3月17日(土) (募集中；対象事業所には、 第2回管理者研修募集と併せて送付済み)	佐世保市労働福祉センター 佐世保市稲荷町2-28 TEL 0956-32-8929

認知症対応型サービス事業開設者研修

開催	日程	場所
第1回	講義・実習 平成24年 2月 5日(日)～ 2月 6日(月) (募集中；対象事業所には、 第2回管理者研修募集と併せて送付済み)	ながさき看護センター 長崎県諫早市永昌町23-6 TEL 0957-49-8060